

青森県報

第三千八百九十八号

平成二十六年
九月二十二日
(月曜日)

目 次

告 示

基本測量の実施……………(監理課)…一
公共測量の実施……………(同)…一

右 同……………(同)…二
右 同……………(同)…二

県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………(建築住宅課)…二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)…二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同)…三

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課)…三

右 同……………(同)…四
右 同……………(同)…四

建設業者の許可の取消し……………(東青地局)…五

右 同……………(上北地局)…五
右 同……………(下北地局)…五

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)あつては

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局)…五

告 示

青森県告示第六百七十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(機動観測)

二 作業期間

平成二十六年九月二十九日から平成二十七年一月三十一日まで

三 作業地域

青森市
十和田市

青森県告示第六百七十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
蓬田村
- 二 測量の種類
公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 測量の期間
平成二十六年八月十二日から平成二十七年二月二十七日まで
- 四 測量の地域
東津軽郡蓬田村内の一部

青森県告示第六百七十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（一級水準測量）
- 三 測量の期間
平成二十六年九月一日から同年十二月二十九日まで
- 四 測量の地域
八戸市内

青森県告示第六百八十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森市
- 二 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 三 測量の期間
平成二十六年九月十六日から同年十二月二十日まで
- 四 測量の地域
青森市石江地区

青森県告示第六百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十六年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住所
赤司・野口法律事務所 弁護士 野口隆一	東京都港区西新橋一丁目二四の一六平和ビル四階

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成二十六年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人横町十文字まちそだて会

三 代表者の氏名
村上 陽心

四 主たる事務所の所在地
黒石市大字中町三六

五 定款に記載された目的

この法人は、主に黒石市を中心として、多様な主体と連携しながら、まちづくりや地域活性化に係る調査研究・政策提言活動および「歩いて回れるくつろげるまち」の情報発信・学習交流・資源活用活動に関する事業等を行うことにより、地域に眠っている宝物を活かした黒石らしいまちづくりの進展に寄与し、横町十文字エリアをほっとくつろげる場所、あずましい場所、そして文化と出会う場所である「第3の場」につくり変えることを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成二十六年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンシティ

三 代表者の氏名
富岡 敏夫

四 主たる事務所の所在地

八戸市根城九丁目二二の一八
定款に記載された目的

この法人は、化石燃料に頼らず、省エネルギーと太陽の恵みである太陽光・風力・バイオマス等の活用により自然エネルギー パーセントのコミュニケーションを指すとともに、捨てるものの無いゼロ・エミッションの自立した資源循環型社会を実現しようとするため、資料収集、普及啓発活動、政策提言などを行うこと、また、コミュニケーションとのパートナーシップを育み、市民事業の振興を図ることにより、広く地域社会に貢献しようとするものです。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（除雪幅二・二メートル、二百二十キロワット級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

三 契約の方法

青森市長島一丁目の一

四 一般競争入札

一 契約の相手方を決定した日

平成二十六年八月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

六 契約金額

青森市新田三丁目一の一の八

七 契約の相手方を決定した手続

三千百八十八万千六百円

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十六年七月七日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

小形除雪車（一・三メートル級） 二台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年八月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一八

六 契約金額

三千六百五十五万八千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十六年七月七日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

小形除雪車（一・〇メートル級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年八月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ青森営業所

青森市大字野内字菊川六一の三

六 契約金額

六百九十一万二千元

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十六年七月七日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社伊藤建築事務所

二 代表者の氏名 伊藤 清剛

三 主たる営業所の所在地 青森市橋本二丁目一九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七 四四号

五 取消年月日 平成二十六年八月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社リベア

二 代表者の氏名 三戸 源治

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一三二二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇三三四号

五 取消年月日 平成二十六年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社嶋田産業

二 代表者の氏名 嶋田 久幸

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字田屋字林ノ下一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第六〇〇一六二号

五 取消年月日 平成二十六年八月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十六年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得

た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、六三三 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二四一、三九三 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 七、三五〇 人
- 西津軽郡選挙区 五、九六九 人
- 南津軽郡選挙区 六、六七九 人
- 北津軽郡選挙区 八、〇二八 人
- 上北郡選挙区 二八、一六二 人
- 三戸郡選挙区 二〇、六〇三 人
- 青森市選挙区 八二、二二四 人
- 弘前市選挙区 五〇、二二五 人
- 八戸市選挙区 六五、一〇八 人

- 黒石市選挙区 九、八六四 人
- 五所川原市選挙区 一九、九一四 人
- 十和田市選挙区 一七、六八六 人
- 三沢市選挙区 一〇、九六七 人
- むつ市選挙区 二一、九八五 人
- つがる市選挙区 九、九六四 人
- 平川市選挙区 二、三三五 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭